

■届出対象となる施設の定義

都市機能	都市機能施設	根拠法令、条例、規模等
行政機能	役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設
商業機能	スーパー（総合スーパー、各種小売店舗）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積 1,000㎡以上10,000㎡未満の小売商業施設
	銀行、郵便局、信用金庫、農協	「銀行法第2条第1項」に規定する銀行、「日本郵便株式会社法第2条第4項」に規定する郵便局、「信用金庫法第4条」に基づく信用金庫および「農業協同組合法第3条」に規定する農業協同組合
医療機能	病院	医療法第1条の5に規定するもの
教育・文化・ 体育機能	幼稚園、小学校、中学校	学校教育法第1条に規定する施設
	体育施設	スポーツ基本法第12条第1項に基づく体育館
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設
	保育園、認定こども園	児童福祉法第39条第1項に規定する施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する施設
	児童館	児童福祉法第40条に規定する施設
介護福祉機能	高齢者福祉施設	老人福祉法第5条の2第5項に規定する事業を行う施設
交流機能	コミュニティ施設	社会教育法第24条の規定に基づき設置される施設
交通機能	複合交通センター	自動車ターミナル法第2条に規定する施設